

令和８年 第８回須賀川市農業委員会総会議事録

令和８年８回須賀川市農業委員会総会は、次のとおり招集された。

- １ 招集公示 令和８年８月４日（火）
- ２ 招集通知日 令和８年８月４日（火）
- ３ 招集日時 令和８年８月２１日（金）午後２時００分
- ４ 招集場所 市役所 ４階大会議室Ａ・Ｂ
- ５ 招集委員 須賀川市農業委員会 農業委員（１９名）

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
１	有我 康志	２	鈴木 昌宏	３	小枝 啓一	４	渡邊 久記
５	本田さおり	６	岩井 哲男	７	有馬 茂勝	８	柳沼 守好
９	大槻 金市	１０	根本 芳一	１１	佐藤 和浩	１２	加藤 正直
１３	横田 雄二	１４	五十嵐 一	１５	森田 正樹	１６	半澤 修
１７	中原 利保	１８	古川 修一	１９	相樂 貴行		

- ６ 欠席農業委員 １名（本田さおり農業委員）

- ７ 出席を要請した農地利用最適化推進委員 ５名

担 当 地域名	氏 名	担 当 地域名	氏 名	担 当 地域名	氏 名	担 当 地域名	氏 名
稲田	橋本 良継	仁井田	根本 充佳	大東	松川 孝	長沼	安藤 俊弥
長沼	加藤 博孝	長沼	池田 学				

- ８ 欠席農地利用最適化推進委員 ０名

- ９ 職務のため会議場に出席した事務局職員の職・氏名

農業委員会	事 務 局 長	古川 一夫
	農 政 係 長	佐浦 晶子
	農 地 係 長	有我 宏和
経済環境部農政課	主 任	本田 吉昭

- １０ 議 案

議案第 29 号 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について

議案第 30 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 31 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

報告第 23 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について
報告第 24 号 農地法施行規則第 29 条第 1 号の規定による農地転用届出書の受理について
報告第 25 号 農業経営改善計画認定申請に係る意見書について

11 その他

12 開 会 (午後 2 時 0 0 分)

13 挨 拶 農業委員会 会長 根本 芳一

14 進 行

須賀川市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、議長に根本芳一農業委員会会長が就任する。

議長は、出席農業委員数の報告後、須賀川市農業委員会会議規則第 6 条の規定により本総会が成立していることを宣言した後、農地利用最適化推進委員の出席委員数も報告した。

議事録署名委員には、議席番号 1 番 有我康志農業委員と 2 番 小枝啓一農業委員を指名した。

16 議 事

審議内容 別添のとおり。

17 閉 会 (午後 2 時 3 0 分)

須賀川市農業委員会会長は、書記をして議事一切を記録せしめ、その事実と相違ないことを証するため、議事録署名農業委員とともに署名する。

令和 8 年 8 月 2 4 日

須賀川市農業委員会

会 長 (議 長)

議事録署名農業委員

議事録署名農業委員

＜別 紙＞ 審 議 内 容

令和 8 年 第 8 回総会

令和 8 年 8 月 2 1 日（金）

議 長 それでは、只今から議事に入ります。

議案第 29 号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」を議題
といたします。事務局の説明を求めます。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 佐浦係長 概略説明。農政課 本田主任 説明。

議 長 只今、説明がありました第 166 号から第 169 号について、質問等ありませんか。
（質疑等なし）

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第 29 号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」異議
のない農業委員は挙手願います。

（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、議案第 29 号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意
見について」は計画（案）のとおり議決し、決定することといたします。

次に、議案第 30 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定につ
いて」を議題とします。それでは、事務局より説明を求めます。

事 務 局 有我係長 説明

議 長 続いて、受理番号 40 から 44 について調査委員の説明を求めます。
松川推進委員お願いします。

松川推進委員 8 月 12 日に加藤農業委員、横田農業委員と現地調査を行いました。

受理番号 40 と 41 も同じく土地の交換で関連がありますので併せてご説明
申し上げます。

30 年前から口約束で土地を交換して耕作を行ってきた土地を今後の相続
等を考慮し今回の申請に至ったということです。交換する土地の面積もほぼ
同じなので許可上特に問題はないと思います。

次に受理番号 42 と 43 は土地の交換で関連がありますので併せてご説明申
し上げます。

30 年前から口約束で土地を交換して耕作を行ってきた土地を作業効率と
今後のことも考慮し今回の申請に至ったということです。交換する土地の面

積もほぼ同じなので許可上特に問題はないと思います。

次に受理番号 45 についてご説明申し上げます。

譲渡人が譲受人に 30 年前から耕作をお願いしていた土地を、互いの話し合いにより譲り渡すことになったので、許可上特に問題はないと思います。

以上、委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 続いて、受理番号 45 と 46 を安藤推進委員お願いいたします。

安藤推進委員 まずは受理番号 45 と 46 についてご説明申し上げます。

8 月 18 日に五十嵐農業委員と現地調査を行いました。

受理番号 45 と 46 は同じ貸付人で、体調が悪く農作業が難しいことからそれぞれの借受人に耕作を依頼することになったそうです。貸付人と借受人の土地は隣接していて作業効率はよく、借受人は農機具も揃えており、賃借料は互いに決めたので許可上特に問題はないと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 続いて、受理番号 47 を池田推進委員お願いいたします。

池田推進委員 受理番号 47 についてご説明申し上げます。

8 月 9 日に森田農業委員と現地調査を行いました。

譲渡人は市外に在住しており、土地の管理が難しいことから農政課に相談したところ、譲受人を紹介してもらい申請に至ったとのことで、許可上特に問題はないと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 続いて、受理番号 48 を根本推進委員お願いいたします。

根本推進委員 受理番号 48 についてご説明申し上げます。

8 月 9 日に佐藤農業委員、根本芳一農業委員と調査を行いました。

譲受人は自宅の隣にある申請地を従弟から譲り受けることになったそうです。譲渡価格も話し合いできめたので許可上特に問題はないと思われます。

委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 続いて、受理番号 49 を橋本推進委員お願いいたします。

橋本推進委員 受理番号 49 についてご説明申し上げます。

8 月 17 日に稲田地区全て委員と前任者の関口さんに協力していただき現地調査を行いました。

40 年前に口約束で交換していた土地を今回申請することなので許可

上特に問題はないと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたしますします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等無し)

議 長 それではお諮りいたします。

議案第 30 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」
異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 30 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適
否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

次に、議案第 31 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定につ
いて」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 有我係長 説明

議 長 続いて、調査委員の説明を求めます。受理番号 12 を橋本推進委員お願いしま
す。

橋本推進委員 受理番号 12 について説明申し上げます。

申請地はすでに宅地化された土地で、下水道やU字溝も入っており、周辺
の農地に影響はなく、許可上特に問題はないと思われます。委員の皆さまの
ご審議をよろしくお願いいたしますします。

議 長 続いて、受理番号 13 を加藤推進委員お願いします。

加藤推進委員 受理番号 13 について説明申し上げます。

8 月 2 日、五十嵐農業委員、森田農業委委員、半澤農業委員と現地調査を
行いました。

借受人は申請地の近くにある浄水場処理施設改築工事の現場事務所として
使用するために申請が出されたものであります。農地の集団性を阻害するも
のではなく、排水も適正に処理し河川に流すために特に問題はなく、土砂の
流出を防止するために土留めを行うので、付近の農地に与える影響はないも
のと考えられますが、委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたしますします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等なし)

議 長 それではお諮りいたします。

議案第 31 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」
異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 31 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適
否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

次に、報告事項に入ります。

報告第 23 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理に
ついて 8 件です。

報告第 24 号農地法施行規則第 29 条第 1 号の規定による農地転用届出書の受理
について 1 件です。

報告第 19 号農業経営改善計画認定申請に係る意見書について 14 件です。

議 長 以上で、本日の提出案件の審議はすべて終了いたしました。

その他、皆さんから何かございませんか。

事 務 局（佐浦係長） 「令和 9 年度県農業施策に関する意見書の県知事提出について」
及び 9 月 3 日開催の研修会について説明した。

事 務 局（古川事務局長） 活動日誌の書き方について説明した。

渡邊農業委員 会議場のレイアウト（事務局席）の変更について提案した。

事 務 局（古川事務局長）事務局の席の配置を変更する方向で検討する旨回答した。

議 長 他になければ、これにて令和 8 年第 8 回須賀川市農業委員会総会を閉会といた
します。慎重審議、お疲れ様でした。